

Title	反町文書(三)
Sub Title	The Sorimachi manuscripts (which once belonged to the Sorimachi family, now possessed by Keio University library) : their transcription and comments
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1959
Jtitle	史学 Vol.32, No.3 (1959. 11) ,p.131(375)- 138(382)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19591100-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五四、大友宗麟書狀 (12.5×46.5)

前廿三、於_二佐賀表古瀬原口_一合戰之砌、自身被_レ碎_レ手之由、御粉骨無_二比類_一候、雖_レ無_二申迄_一候、彌家中之人等被_二申進_一、可_レ被_レ勵_二馳走_一事、賴存候、必取靜、可_レ顯_二其志_一之趣、猶戶次伯耆守可_レ申候、恐々謹言、

卯月廿八日 宗麟(花押)

蒲池勘解由使殿

五五、大友宗麟書狀 (24.5×31.5)

爲_二今年祝儀_一、太刀一腰并嶋織一端送給候、祝着候、從_レ是茂一振進_レ之候、猶、田原近江守、可_レ申候、恐々謹言、

三月廿七日 宗麟(朱印)「印文、非」

蒲池勘解由使殿

反町文書

五六、武田勝頼朱印狀 (46.5×31)

定

先御判形之旨、自_レ今已後茂、聊不_レ可_レ有_二御相違_一之由、被_二仰出_一者也、仍如_レ件、

天正二年甲戌 左衛門佐奉之

三月廿四日 〇(朱印)「印文、龍」

平尾三右衛門尉殿

五七、足利義昭御內書 (20.5×42.5)

當國下向之事、對_二輝元_一度々雖_二申遣_一之、織田依_二相談_一加_二思慮_一之由、被_二聞食_一候、然者信長逆意既露顯条、先至_レ輒相越候、此節急度令_二意見_一馳走肝要候、於_二京都_一可_レ抽_二忠節_一旨、每度令_二言上_一、此中疎略之躰、無_二是非_一次第候、委細申_二合上野大和守、小林民部少輔_一候、猶昭光可_レ申候也、恐々謹言、

(三七五) 一三十一

(天正三年)
二月八日

(義昭)
(花押)

安國寺

五八、織田信長朱印狀 (折紙) (47×14.5)

今度遠州在陣衆兵糧之事、所々へ雖ニ申遣候、當郡内之商人共ニ被ニ申付、商賣之八木船にて可レ届候、いかにも順路ニ可ニ申付候間、以其旨、商人共ニ急度被ニ申付、可レ然候、不レ可有ニ油斷候、恐々謹言、

六月五日 信長○
(朱印)「印文天下布武」

佐治左馬允殿

五九、織田氏奉行奉書 (26×30)

信長御斷子細候条、先此折り帋、志賀郡へ可レ被レ遣候、以レ面可レ申候、恐々謹言、

十月廿日 可政 (花押)
(森)

(中川)
重政 (花押)
(和田)
惟政 (花押)

六〇、豐臣秀吉書狀 (折紙) (14×22.5)

尙以 [] 丈夫ニ可レ被ニ相分候、此口之事ハ [] 今度一揆蜂起候在々悉以被ニ成敗ニ放火候由、此方城之儀ハ來年出馬迄無ニ異儀ニ様ニ丈夫兵糧以下可ニ申付候事候、其方注進申候、又孫宿をハ先々機崎ニおかれ候べく候、 []

重而令レ申候、岩根江つなき城として、きい山、可レ然所之由候、然者委細垣播可レ被ニ申候間、兩三人談合候て、普請被ニ申付、垣駿人夫以下家中者迄丈夫ニ被ニ相分候て可レ被ニ入置候、左様ニ候者、垣駿ニ三百人之兵糧可レ被ニ [] 久藏かた [] 可レ被ニ相渡候、委細垣播可レ有ニ演説候、恐々謹言、

九月廿五日 藤吉郎 秀吉 (花押)

六一、豐臣秀吉書狀 (折紙) (13.5×44)

猶々此表之事、御氣遣有間敷候、其地働之様子相聞候、
委細一書ニ被_レ仕、追而可_レ被_二申越_一候、以上、

改年之慶喜、追日不_レ可_レ有_二休期_一候、

一、此表之儀、去六日三木從_二城内_一三十間斗、南宮山之
城乗取、惣町中押破數多討_二捕敵_一候也、くら七ツ取申候
て、其まゝ十間十五間之間ニ取詰、惣廻塀柵四重五重申
付候事、

一、同八日夜、藝州雜賀之者相拘申候、濱際ニ候魚住与
申城、此表郷音^(ヤハ)を以、こほれ落申候處ニ此方者懸合數多
討捕申候事、

一、同十日夜、しかたの城并御着之城、明退申候處、彼
近所ニ置候、神吉、そね、姫路者共追付、數人討捕申候、
依_二夜中_一、悉不_二討捨_一候事、

一、同十一日午刻ニ三木本城と堀一重ニ候、鷺山と申構
乗崩、并別所彦進城^(カ)、同山城守居城乗破、是又數多討捕
候、山城構へハ小一郎入置申候、同彦進城鷹之尾と申ニ

我等令_二入城_一候事、

一、別所小三郎丸一ヶ所責寄申候間、落居不_レ可_レ有_二幾_一^(カ)
程候間、可_レ被_二心安_一候歟、追々可_二申承_一候、恐々謹言、

(天正八年)
正月十四日 羽藤 秀吉 (花押)

(カ)(カ) (カ)(カ)(カ)
奈_二佐_一左_二衛_一門_二尉_一殿

六二、豐臣秀吉朱印狀 (切紙) (38.5×15)

一、本丸之外、門惣間普請之儀、我々出陣候て以後如何
程出來候を、一々書立候て可_二相越_一候事、

一、竹之儀、年來小野木かたへ相渡候者、得_二其意_一候、
何も追々可_二申越_一候、將亦此表之儀、弥以屬_二存分_一候條、
可_二御心易_一候、恐々謹言、

卯月十六日 筑前守 秀吉〇「朱印」

六三、明智光秀自筆書狀 (22.5×34)

我等儀、今日出陣仕候、仍新町用所事、於^(カ)有^レ之者、其方へ參、申^(カ)銚候へ由申付候、然者頼入候、恐々謹言、

五月九日 光秀 (花押)

(ウハ書)

曾兵さま 明十兵
人々御中 光秀

六四、織田信雄知行狀 (36.5×51)

領知方四拾壹貫文事、當知行上、全領知不^レ可^レ有^二相違^一之狀、如^レ件、

天正拾年

七月廿四日 信雄 (花押)

山田七郎五郎

目錄

- 一、卅貫文 大野主水分、
- 一、五貫文 むしり方所々、
- 一、六貫文 但淺井小二郎分、
名田ノ船徳分、

以上

六五、上杉景勝黒印狀 (45×43)

さ川のおか地、まいらせ候、さうく地きやう、しかるべく候、めてたく、以上

天正十年 壬午

十月吉日

(黒印)
□

おはへ
まいる

六六、徳川家康領地朱印狀 (29×48)

甲斐國法華寺領上村内拾參貫文之事、右領掌不^レ可^レ有^二相違^一之狀、如^レ件、

天正十一年

四月十九日 ○朱印「印文 福徳」

法華寺

六七、北條氏政書狀

(斐紙) (43×33)

卯月七日之一札、今十六到來畢、抑至于大須賀相移由驚入候、其以來一切無音之間、無心元候處、于今勇健、先肝要候、就中、下總中へ廻文之儀、當時弓矢敢中、細少之儀も、軍役之外別條之儀、諸卒へ下知遠慮候、然者、自幼少之砌、存知之者候間、令率人、進退至于不成者、渡世之儀者、可申付候、心安可存候、漸可爲極老候、小田原迄來儀、定可爲苦勞候、奥下總成共、又、作倉邊成共、先一廻者居住、世間を可聞合候、扶助之儀者、可申付候、只今、男女召仕之者、手元有レ之分、委細ニ所望之分際相記、重而可注進、其上印判を可遣候、猶松田可申遣候、謹言、

卯月十六日

氏政 (花押)

六八、毛利輝元書狀

(31.5×49.5)

相杜上表之地遣候、公役之儀、堅固可相懃事、肝要候、

猶松源次可申候、謹言、

天正十六

(ウハ書)

三月十一日

輝元 (花押)

(捺封)

堅田彌十郎殿、

輝元

六九、伊達政宗領地朱印狀

(折紙) (30×51)

一かな川

一三つはし

一しほ川

一べつふ

一はまさき

右、五ヶ所くたしおき候、くハしく、せうなこんニあひことほり候、仍如件、

天正十七年己丑拾月十九日〇

(朱印) 「印文、竜納」

(タタ) 片倉小拾郎殿

七〇、豐臣秀吉朱印寄進狀 (檀紙・折紙) (23×23)

八幡庄内六拾九石、令寄附之訖、可全寺納候也

天正十七 十一月十九日〇 「朱印」

八幡山
瀧本坊

七一、豐臣秀吉朱印定書 (檀紙) (42×66)

定

一、軍勢味方の地にをいて濫妨狼籍之輩、一錢きりたるべき事、

一、於陣取火を出族在之は、からめとりいたすへし、自然ちくてんせしめは其主人罪科たるべき事、

一、糠、わら、たき、さうし以下、亭主に相理可取之事、

右、条々若令違犯者、忽可被處嚴科旨、被仰出

候也、

天正十八年正月 日〇 「朱印」

七二、前田利家黒印狀 (折紙) (16×47)

今度當町陣取付而、宿之儀造作共、令祝着候、然者能賀越中三ヶ國ニて何様雖有商買、不可有諸役者也、

天正十八 三月十三日 利家 (黒印)

信州檜井
原孫右エ門殿

七三、田中吉政書狀 (折紙) (49.5×15.5)

己上

當知行分ひら嶋之内を以、百四拾四貫六百文、任御朱印之旨、所務等之儀、可被申付候、中納言様被成御

座_二次第_一御書相調、重而可_レ進之候、恐々謹言、

天正十八年

九月九日

田中兵部太輔

吉政(花押)

山田七郎五郎殿

まいる

七四、蒲生氏郷袖判知行目録

(34×24)

(氏郷)
(花押)

古屋喜左衛門尉知行目録

貳百四拾石八斗七合、大沼郡 東窪
尾役ノ内 西窪

三百五拾九石壹斗九升三合、津きの木橋村ノ内ヨリ

合六百石者、

天正十八年九月十二日

七五、豊臣秀次朱印狀

(折紙) (45×57)

船作事之様子、爲_レ可_レ被_二聞召届_一、使者を被_二指遣_一候、

反町 文書

年内無_二餘日_一候、來年二月始比、至于名護屋、舟共悉可_レ被_二指越_一之候、成_二其意_一、不_レ可_二由斷_一候、作事模様、彼是具可_二申上_一候也、

十二月二日〇

「朱印」(印文 豊臣秀次)

七六、豊臣秀吉書狀

(切紙) (21×45.5)

尙以兵糧之儀大坂にて可_二相渡_一之由雖_二申候_一、堺々取らせ先陣にて可_二相渡_一候間、可_レ被_レ得_二其意_一候、以上積善寺之儀、早々令_二落居_一候条、明日我々令_二陣替_一候間、皆々儀、志たち、鳥取まで可_レ被_二陣替_一候、不_レ可_二有_二油斷_一候也、

戌刻

三月廿二日

秀吉(花押)

長谷川藤五郎殿

稻葉彦六殿

池田三左エ門尉殿

牧村長兵衛尉殿

(三八一)

一三七

甲賀衆

七七、豐臣秀吉書狀 (28.5×42)

久大仁相付分

千石 布施久兵衛

七百石 吉田孫介

百七拾石 口分田九兵衛

百七拾石 藺田左京

百八拾石 鈴木刑部

百五拾石 加賀野清右衛門尉

百七拾石 中川又右衛門尉

貳百三拾石 關戸彌十郎

百五拾石 水野太郎左衛門尉

貳千石 葛卷十左衛門尉

以上五千石

右分、如書付ニ可レ被ニ相渡ニ候、但不奉公者ハ、其方覺悟次第たるヘク候、

(三八二) 一三八

五月七日 秀吉(花押)

七八、豐臣秀吉朱印知行狀 (檀紙・折紙) (23×66)

尾張國海東郡中、一色村之内、貳百貳拾五石之事、令ニ扶助ニ之訖、全可ニ領知ニ候也、

文祿四 八月八日 (朱印)

山田七郎五郎とのへ

七九、結城秀康黑印知行狀 (36×45)

宛行知行分之事、

高百石者、

右分、無ニ相違ニ、可レ令ニ領知ニ之者也、仍如件、

文祿五 丙申年極月廿二日 (黑印) (秀康)

野本九藏とのへ